

3 沖 審 第 7 号
令和3年8月23日

内閣総理大臣 菅 義 偉 殿

沖縄振興審議会

会 長 高 橋 進

沖縄の振興について

本審議会は、沖縄振興特別措置法第111条第2項の規定に基づき、今後の沖縄の振興に関し、別添の総合部会専門委員会最終報告を踏まえ、下記のとおり意見を申し出ます。

記

沖縄の本土復帰以降、約半世紀にわたる沖縄振興を通じて、「本土との格差是正」、「民間主導の自立型経済の構築」等を目指し、社会資本の整備や沖縄の地域特性を生かした産業振興など様々な取組が進められてきた結果、社会資本の整備の面を始めとして全国との格差が縮小し、県内総生産や就業者数が全国を上回る伸びを示すなど、一定の成果を上げてきている。

しかしながら、一人当たり県民所得が依然として全国最下位にとどまるなど、沖縄には、その特殊事情に起因する不利性に基づく様々な課題が引き続き存在している。また、コロナ禍に伴い、沖縄が外的な変化に脆弱であるなどの課題も顕在化しており、沖縄振興が目指す自立型経済の構築と豊かな県民生活の実現も未だ道半ばの状況にある。

一方で、沖縄は、アジアとの地理的近接性など様々な優位性や潜在力を有しており、こうした強みを効果的に活用できれば、沖縄のみならず、我が国全体の発展にも資する可能性があると考えられる。

今後は、温暖化による地球規模の気候変動や社会のデジタル化といった時代潮流を的確に捉えながら、沖縄の優位性を活かした民間主導の強くしなやかな自立型経済の発展を目指していく必要がある。そのためには、グリーン社会への移行に向けた取組やデジタルトランスフォーメーション（DX）を迅速かつ強力で推進することで、沖縄の不利性を克服するチャンスとし、持続可能な形で産業振興、社会資本整備、地域振興等の沖縄振興の取組を一層深化させていくことが重要である。

また、自立型経済の発展を通じて県民の雇用や所得の安定・向上を図りつつ、引き続き子供の貧困問題を始めとする社会間

題の解決に取り組むとともに、沖縄独自の文化に基づく価値観の「豊かさ」を追求していくことも求められる。さらに、多様な主体による連携・協働を推進するための環境整備を積極的に進めることも重要である。

こうした考え方に立って、総合部会専門委員会最終報告も踏まえつつ、今後も各般の分野において沖縄の振興を積極的に図っていく必要がある。そのためには、とりわけ、あらゆる分野で担い手となる人材の存在が不可欠であり、各分野で人材の育成・確保に戦略的に取り組むことはもとより、長期的な視野の下で、将来の沖縄を担う子供への教育や、貧困の世代間連鎖の防止を始めとする子供の貧困対策を着実に進める必要がある。

さらに、外的な変化に強く質・量とも優れた観光産業の構築、観光産業と県内他産業間の連携強化等による沖縄の優位性を活かした新産業の創出・発展、おきなわブランドの確立等を通じた「稼げる農業」の実現、社会資本整備による生産性向上効果を高めるためのハード・ソフト一体となった取組の強化、返還時期を踏まえた計画的かつ効果的な跡地利用の推進、定住促進等による担い手不足の解消等を通じた持続可能な離島や北部の振興、戦後処理問題の解決など、各分野における取組を戦略的に推進していくことが求められる。

また、施策の推進に当たっては、社会経済情勢を的確に捉え、施策目的を的確に見定めた上で、真にその目的に適う施策体系を適切に構築していくことが重要である。このため、定量的な指標等に基づいて施策等の進捗状況や効果を検証し、その結果を踏まえ必要に応じた見直しや改善を行うなど、証拠に基づく政策立案（EBPM）を徹底する必要がある。こうした取組を通じて沖縄の自立的発展や豊かな住民生活の実現に向けた施策の効果を具体的かつ客観的に示すことは、沖縄振興に対する国民の理解の促進にも寄与するものと考えられる。

政府におかれては、令和4年度以降の沖縄の振興に向けて、現行の沖縄振興特別措置法及び沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の期限後の法制の実現を図るとともに、同法制の下で以上の諸点を勘案して特別の措置を講じていくよう、本審議会として強く要請するものである。

以上